## 在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄本の提出について

令和7年3月25日

- 1 令和7年3月24日(月)当地時間午前0時より、外務省と法務省間で戸籍 情報のシステム連携が開始されます。
- 2 これにより、旅券の申請(新規発給、記載事項に変更がある場合等)及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請(出生証明、婚姻証明等)の際、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」(以下「符号」)を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情報を証明したもの)を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄本の提出が不要になります。
- ※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード (16桁の数字、有効期間3か月)です。マイナポータル上(無料)又は市町 村窓口(有料)で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は各市町村のHP 等でご確認ください。
- ※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、以下のサイトを参照してください。

https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html

- ※行政手続における戸籍電子証明書の利用について(法務省) https://www.moj.go.jp/content/001434764.pdf
- 3 「オンライン在留届(ORRネット)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においては、市町村発行の識別符号通知書の提示か、口頭(メモ)などで符号を提供していただくことが可能です。

## (参考)

●旅券のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22 004039.html

●証明のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23 004157.html